

令和4年9月2日
＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
住宅局参事官（建築企画担当）付
代表 03-5253-8111

建築基準法施行令の一部を改正する政令案
に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和4年7月14日（木）から8月12日（金）までの期間において、建築基準法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○建築基準法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※5の個人・団体から合計17件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
<p>本改正に賛成だが、将来的な風車の大型化に伴い、90mを超える風況観測塔も必要になると想定されるため、将来的な対応についても検討いただきたい。</p>	<p>特定行政庁等から実態を把握し、現時点において設置のニーズが高いと考えられる高さ90mの風況観測塔について検証を行った結果、時刻歴応答解析等を適用除外としても安全上支障を生ずるおそれがないと認められる条件が整理されたため、告示において高さ90mまでの工作物を対象とすることを予定しております。なお、高さ90mを超える場合は、大臣認定は要するものの時刻歴応答解析が不要となる場合もありますので、指定性能評価機関等にご相談ください。</p>
<p>本改正を受けて設置した風況観測塔の存続期間が2年を超える場合の対応方法について明確にしていきたい。</p>	<p>地震等に対する安全性を確保する観点から、本改正では存続期間が2年以内の工作物を対象としております。存続期間が2年を超えることが見込まれる場合は、大臣認定は要するものの時刻歴応答解析が不要となる場合もありますので、指定性能評価機関等にご相談ください。</p>

高さ 60m超の工作物について、航空機と衝突するリスクがあることから、カーボンニュートラルのために存続期間が2年以内のものに係る大臣認定を不要とする措置に反対。

時刻歴応答解析等に係る大臣認定については、構造安全性を確保する観点から、高さ 60m超の工作物の設置にあたって必要とされてきたものですが、航空機との衝突リスクについては、他の法令において航行の安全を確保するための定めがあると承知しております。